

開催日：平成 28 年 3 月 28 日

会議名：平成 28 年第 1 回定例会（第 5 日 3 月 28 日）

○（吉田章浩議員） 公明党の吉田章浩でございます。

今回、私のほうからは、子ども・子育て支援新制度についてと、障がい福祉についてを一般質問させていただきます。

まず、子ども・子育て支援新制度でございますけれども、少子化という大きな課題の中で、私は、子どもを健全に育てる大切さを強く感じています。子ども・子育て支援制度の意義は、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、社会的支援の必要性が高い子どもや、その家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すこと等、保護者が子育てについての第一義責任を有することを前提に、環境の変化を踏まえて、地域や社会が保護者に寄り添い、子どものよりよい育ちを実現することにほかならないとされております。

この間、社会環境が大きく変化する中で、待機児童解消が大きなテーマになっているのは周知の事実ですが、国においては、平成 25 年度より待機児童解消加速化プランを打ち出し、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、一人一人が輝き、活躍できる社会の実現に向けて、いわゆる一億総活躍社会の実現を、現在も、保育の受け皿を当初の 40 万人分から 50 万人分へ、平成 29 年度を目指して、拡大すること等が進められています。

高槻市においても、地域における保育や幼児教育などの質と量とともに拡充する新制度に対しては、昨年の 4 月から本格的に始まり、まもなく 1 年が経過しようとしています。

本市では、平成 20 年から画期的な市独自の認定保育制度を設け、保育の質・量の担保を図ってこられました。時間経過の中で、潜在的なニーズも含めて、待機児童の問題が広がってきました。

また、この間も待機児童解消等に向けた取り組みも、高槻市保育計画を策定し、段階的な待機児童の解消を行い、平成 26 年度から連続での厚生労働省基準である待機児童ゼロ宣言をされ、特徴的な臨時保育室も見学させていただきましたが、高く評価をしています。

また、市全体での子育てに関するさまざまな取り組みを拡充してこられたことや、本定例会でも、地域子ども・子育て支援事業等が可決されたところです。

さて、新制度の主なポイントは、1、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付及び小規模保育等への給付である地域型保育給付の創設、2、認定こども園制度改善として、幼保連携型認定こども園の改善等、3、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実として、利用者支援、

地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業、4、地方自治体が実施主体であること、5、社会全体による費用負担となっています。

新制度1年目を前にして、まだ総括のレベルではないと思いますが、現在の進捗状況はどうなのか。この間も市民相談などで、希望する保育園になかなか入れない、近くにあるのに離れたところに行かなければいけない、また、担当課の方に丁寧に相談に乗っていただき感謝しているなどの、さまざまなお声が寄せられています。

まずは、現状の待機児童の状況と今後の推移をお聞かせ願いたいと思います。そして、新制度の中でも量的な課題はどのように分析しているのか。また、小学校への接続も含めて、子どもの成長に伴う連続性の取り組みについてはどう考えているのか。代表質問でもお聞きしましたが、質的な課題はどうなのか。特に、保育士不足が課題視されていますが、今後の保育士の必要性をどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、障がい福祉についてお尋ねをいたします。

昨年12月定例会で、宮田議員から、手話言語条例の制定についてなど、手話はコミュニケーションの手段だけではなく、言語であるとの認識に基づき、広く市民に周知・啓発するためにも、強く条例制定を求める一般質問がありました。

また、今回の大阪府議会におかれましても、我が党の代表質問より、部会を新設し、検討していくとのご答弁もあったところです。

本年4月から、障害者差別解消法が施行されます。本定例会でも、代表質問等、議論がありました。また、障がい者の地域における生活を支援する障害者総合支援法施行より3年目の見直しの年でもあり、我が党の政策提言の1つですが、医療技術が進歩する中、医療的ケアが必要な障がい児が増加、しかし、医療的ケア児を支える福祉サービスが少なく、家庭の負担が重くのしかかっている現状があり、まずは障がい児支援に関する制度の中に位置づけを明確にすることが大切だと主張をしています。

総合支援法の趣旨は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとされています。

また、今年度は、高槻市障害児者団体連絡協議会の皆様からも、134項目にわたる要望書が提出され、市としての一定の回答もされてきたところですが、今回、私のほうからは、この要望書の項目の1つであります、聴覚障がいについての日常生活用具に対して市民相談をいただいたこともあり、一般質問で取り上げさせていただきたいと思います。

まず、1問目としてお聞きしますが、障害者総合支援法の見直しの内容と今後の見通し、そして、高障連の皆様からの要望書をどのように受けとめておられるのか、お聞かせ願います。

以上、1問目でございます。

〔子ども未来部長（津田良恵）登壇〕

○子ども未来部長（津田良恵） 子ども・子育て支援新制度に係る数点のご質問にお答えいたします。

まず、保育所等の待機児童の状況と今後の推移についてでございますが、平成28年4月1日の待機児童数につきましては、現在、第3次の利用調整を終え、厚生労働省基準に基づく集計を始めたところでございますので、まだ確定はしていません。

保育所等の申込者数は増加傾向であり、市では子ども・子育て支援事業計画で定める6区域ごとに、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策を定め、これに基づき、平成28年度に向けましては、7か所の小規模保育事業所を増設するなど、児童の受け入れ増を図っているところでございます。

しかしながら、保育所等の申込者数は今後も増加が続くことが予想され、課題であると考えております。

次に、子どもの成長に伴う連続性の取り組みにつきましては、重要であると認識しておりまして、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を行うため、行事などを通じた小学生との交流や体験入学等、ともに遊び、楽しいひとときを過ごす取り組みを推進しているところでございます。

こうした保・幼・小連携の推進はもとより、保護者、地域が一体となり、子どもの健全な育成に努めてまいりたいと考えております。

また、保育の質の取り組みにつきましては、新制度では既存の社会福祉法人や学校法人以外の多様な設置主体が参入しており、施設の類型も小規模保育事業など多様化しております。

このような状況の中で、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが重要であることから、小規模保育事業における連携施設設定の支援や、幼児期の教育・保育の質の確保、向上に向け、引き続き研修の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、今後の保育士の必要数についてでございますが、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、確保方策を実施した場合、平成31年度までに新たに必要になる保育士数は233人を見込んでおり、その確保が重要であると考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長（西田 誠）登壇〕

○健康福祉部長（西田 誠） 障がい福祉に係る２点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、１点目の障害者総合支援法、３年目の見直し内容についてですが、平成２５年４月に施行された障害者総合支援法の附則において、施行後３年後を目途として、障がい福祉サービスのあり方等について検討を加え、所要の措置を講ずることとされていたことから、国の社会保障審議会障害者部会において検討が行われ、報告書が取りまとめられました。

この報告の内容実現に向け、障がい者の望む地域生活の支援として、生活と就労に対する一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進する見直し、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保、向上に向けた環境整備についてを柱とする法律改正案が、今、国会に提出されたところでございます。

本市といたしましては、改正後の法律の施行期日が平成３０年４月１日であり、制度の詳細については、今後、国から示されてくることから、内容を注視してまいります。

次に、高槻市障害児者団体連絡協議会からの要望書についてでございますが、同協議会は視覚障がい、聴覚障がいなどを初めとする身体障がいだけでなく、知的障がい、精神障がいなど、障がい種別の違いなどにより、約１０団体から構成されていることから、それぞれの団体からさまざまな要望が出されております。

また、障がい者にかかわる施策は幅が広く、多岐にわたっており、全庁的に多くの部署へのかかわりがあることなどから、毎年、数多くの要望が寄せられているものと考えております。

以上でございます。

○（吉田章浩議員） まずは、子ども・子育て支援新制度でありますけれども、１問目のご答弁でありましたように、保育所等の申込数は今後も増加傾向が続くことが予想されていますことから、待機児童解消に向けては、まだまだ施設型及び地域型保育の必要性は強く感じます。

また、子育てとしての連携と連続性のあり方が重要だと思います。さらに、今後の施設計画の中で、質の担保を図る意味でも、これからの４年間で新たに２３３名をどのように確保していくのか、今後の保育士の確保策の考え方が重要であります。

そのために本市では、現在、潜在保育士などの現場復帰を支援する、高槻市

保育士・保育所支援センター事業を北摂初の取り組みとして始められていると理解しています。

厚生労働省では、保育士確保プランを公表していますが、国全体として、平成29年度末時点では46.3万人必要と示されています。

その具体策として、保育士試験の年2回の実施や、離職保育士に対する再就職支援は本市でも行っていますが、ほかに処遇改善、保育士試験の受験者への学習費用を支援することなど、国のメニューにはあるものの、学習費用支援などは都道府県単位としており、市町村は対象になっていません。府などへも要望を図りながらも、本市として効果的な推進が必要だと感じます。いかがお考えでしょうか。

問題は、本市では計画どおりに進むのか。民間を中心に施設をつくるが、保育士が確保できなければ計画どおりとは言えません。また、現在の状況は大丈夫なのか、待機児童は解消されるのか。今後の見通しをお聞かせください。

さらに、本市には公立の保育所13か所と幼稚園が22か所、認定こども園が1か所ありますが、現在の入所状況などをお聞かせ願います。

次に、障がい福祉についてです。

ご答弁をいただきましたが、改正法の施行が平成30年からで、制度の詳細はこれからということ、私もしっかりと注視をしていきたいと思えます。

また、高障連の皆様から、約10団体からも毎年さまざまな要望が寄せられているとのことでした。しっかりと受けとめていただきたいと思えます。

さて、聴覚障がいは先天性と後天性があり、軽度から高度までであるとされています。聴覚障がいへの治療、対処法として発話訓練や補聴器の装着、また、聴神経に音が伝わらない重度な難聴に対して、人工内耳という手術で耳の奥に埋め込む部分と音をマイクで拾って耳の内部に埋め込んだ部分へ送る体外部からなるシステムで、その適用基準は日本耳鼻咽喉科学会から示されており、小児の適用基準も、平成25年に見直され、現在、普及しているとのことでした。

この手術は、平成6年から保険適用になっていて、その後、高額療養費や自立支援医療も適用されることから、手術にかかる費用は負担減となり、また、平成26年から対象が生後12か月まで拡大され、一定の前進はあったものと感じています。

現在は、国内で年間約600件の手術が行われ、そのうち、メーカー発表によりますと、小児は40%の装用率で、聴覚障がい児の言語の発達や学力向上に大きな影響を及ぼすことから、今後も増加が予想されています。

市民相談でいただくお声は、最初の手術と1台目の機器には医療保険が適用されるが、1台100万円以上する体外装置が、平成18年から修理不能、部品交換不可と医師が判断した場合のみ保険適用されていますが、細かな部品単

位の修理や新しい機種への買いかえは対象となっていないとのこと。また、専用電池は月3,000円以上で、充電式になると数万円のコストがかかるそうであります。

生涯続くことを考えますと、市民相談をいただく方からは、本当に心配と不安を抱かれています。大切だと感じることは、行政支援の現状としてどうなのか。

全国では、買いかえに関する助成が約70の自治体、電池に関する助成が約90、両方行っているのが約40自治体あり、福祉支援として日常生活用具給付事業に位置づけし、助成事業をされています。中には、姉妹都市である益田市も取り組みをされていました。

私も政令市や中核市の政務調査をさせていただきましたが、神戸市では、人工内耳用の体外部装置の買いかえに関して、年齢制限なしで30万円の助成をされており、買いかえができないと判断されたものとして、人工内耳装用者の社会参加や障がい児の言語習得等の促進を、毎年、専門家の意見を踏まえて見直しを行っていることや、より要望の多かった体外部装置の助成を行っているとのことでした。

また、人工内耳用電池については、熊本市や浜松市にも問い合わせをさせていただきましたが、障がい者等の日常活動がより円滑に行われるための用具を給付することにより、福祉の増進に資することを目的に行い、必要な助成をしているとのコメントや、県のガイドラインを参考に、品目や対象要件を設定し、障がいの種類によって差が生じないように努めているとのことでもありましたが、残念ながら、大阪府下では今のところ、どの自治体も対応はされていないのが現状でありました。

私は、府下でも住みやすさナンバーワンを誇る高槻市が先頭を切って、助成事業を検討するべきだと考えています。障がい者に対する支援機器の支給システムとしては、障害者総合支援法上、補装具と日常生活用具に分かれ、補聴器などは身体機能を補完または代償する用具の定義で、補装具として国のガイドラインで定められていますが、日常生活用具は、在宅の重度の障がい者が支障なく日常生活を送ることができるように支給される生活用具として、自治体が運営主体で、その裁量に任されています。

お聞きしますが、昨年度からの高障連の皆様からの要望書の中で、重度な障がいである人工内耳の日常生活用品としての給付については、引き続き他市における実施調査や課題等を研究する旨の回答が本年2月に示されていますが、今まで研究されてきた現在の進捗状況と障がい福祉の日常生活用具に関する市の考え方をお聞かせ願います。

○子ども未来部長（津田良恵） 子ども・子育て支援新制度に係る2問目にお答えいたします。

まず、保育士の確保のための支援策についてでございますが、本市では現在、保育所等で就労している職員のための資格取得支援助成や、宿舍借り上げ助成等を実施しておりますが、今後就労を希望する個人に対する学習費支援については、他市の動向を見きわめ、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、各施設の保育士の現状は、一部の園で、定員に応じた保育士が配置できていない状況はありますが、おおむね確保されており、今後につきましても、保育士が確保されるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、公立の施設の入所状況についてでございますが、平成28年3月1日時点では、保育所13か所で定員1,340人に対し、1,568人が在籍、幼稚園22か所で、募集定員1,715人に対し、1,306人が在籍、認定こども園1か所で190人定員に対し、162人が在籍しております。

以上でございます。

○健康福祉部長（西田 誠） 日常生活用具に係る2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の人工内耳の支給に係る検討状況でございますが、議員仰せのとおり、人工内耳の機器、埋め込み手術、適応訓練、医師が認めた修理費用などにつきましては、医療保険の対象となっており、また、障害者総合支援法における厚生医療、育成医療の適用対象にもなっております。

また、電池や機器の買い換え、軽微な修理等につきましては、医療保険等の対象外とされていることから、全国の中核市や近隣市を中心に調査や意見交換を行うなど、助成制度に係る情報の把握と課題の整理を行っており、日常生活用具費の支給対象とすることにつきましては、他市の状況なども勘案しながら、引き続き研究してまいります。

次に、2点目の日常生活用具についての本市の考え方についてでございますが、日常生活用具給付事業は、各自治体の裁量により実施する地域生活支援事業に位置づけられていることから、用具の要件や用途及び形状などが国の基準を満たしていれば、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に事業を実施できるとされております。

しかしながら、地域によって、日常生活用具の取り扱いが異なることは、障がい者にとっては、どこでも同じサービスを受けることができない状況であることから、大阪府に対し、給付品目及び耐用年数の取り扱いについて、統一的な基準を示すよう、大阪府市長会を通じて要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○（吉田章浩議員） 3問目、意見、要望とさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、子ども・子育て支援新制度について。2問目のご答弁より、これからの保育所の人材確保の重要性を痛感しております。しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。

また、公立保育所と幼稚園の現状も理解をしました。時代変化を的確に捉えて、子育ての内容をさらに重視していかなければいけない時代に来ていると感じます。民間幼稚園が認定こども園制度を進めるように、公立の立場としても今後しっかりと検討していかなければいけないと感じます。

また、近未来を見据えて、財政的に脆弱な本市としては、財源的な措置も適切にしていかなければいけません。今回は、保育所等の一面に関してお聞きをしましたが、時代の変化と多様化する保育ニーズにもしっかりと分析・検討していかなければいけません。全ての子どもたちの成長を心から願い、これからの未来図をしっかりと示すことが重要であります。

新制度に、社会全体による費用負担とありますが、社会全体が未来を担う子どもたちのために、寄り添いながら進めることが大切なことだと感じます。

最後に、要望、提案として、継続的な待機児童ゼロ、保育・幼稚園事業における待機児童ゼロを求め、保護者が選べるメニューを重視し、多様な設置主体の参入がある中で、官民一体となつての適切な取り組み、課題整理、課題解決を子育て、保育・幼児教育の適切な情報共有を目的に、市全体としての園長会や研修会等を行っていく必要があると感じます。

また、代表質問でも会派として要望等をさせていただきましたが、子育て世代包括支援センター事業を中心に、切れ目のない子育て施策や子育てに寄り添う仕組みづくり、放課後の居場所づくり、貧困対策、学童保育の拡充や子ども食堂の推進、虐待防止策の充実、家庭訪問型子育て支援など、これからもしっかりと民間の協力を得ながら、学校も含めた官民の関係機関との連携強化を、子ども未来部が中心になって図っていただき、ともに子どもたちの成長のために注力していただきたいと思います。

そして次に、障がい福祉について、ご答弁では引き続きの研究とのことでした。いつまで研究が必要なのか。いつまで1市だけの研究を続けるのか。どこでも同じサービスを受けることができる配慮は大切なことだと思います。

大阪府へは要望活動を行っていただいているとのことでしたが、府全体で捉えることも大切です。例えば、まず北摂圏域から検討会を立ち上げ、高槻市がリーダーシップを発揮していただくことはどうでしょうか。強く要望をさせていただきます。



私は、障がい福祉について、今後の自立のあり方をどのように考えていくのかが重要なことだと思っています。障害者基本法の第2章、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策、医療、介護等・第14条に、「国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない」とあり、また、経済的負担の軽減・第24条では、「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない」とあります。

冒頭に申し上げましたが、ことしは障がい者の地域における生活を支援する障害者総合支援法について、施行3年目の見直し時期を迎える年です。どうか高槻市におかれましても、自立に向けた障がい福祉の総合的で適切な取り組みの見直しや、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることのない、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を一層推進していただき、先ほど申し上げました、もう1つのテーマでもある子ども・子育て支援新制度の趣旨も踏まえて、子ども未来部など関係機関との連携強化を図り、ご検討をよろしくお願い申し上げ、一般質問を終わります。

以上です。